

和歌山県内の部落差別の実態

1、依然として厳しい部落の実態

多くの市町村では、現実に多くの課題を抱えているにも関わらず、同和対策事業の法律が昨年3月末をもって期限切れになったことを理由に「課題は無い」として、低位な実態を放置しています。確かにこれまでの対策事業によって環境面で一定の成果を上げているものの、生活・労働・産業等のソフト面については多くの課題が山積しています。また、低学力の実態が依然として克服できず、差別事件も後を絶ちません。

また、これまでの同和対策事業が「格差是正」のみにとらわれ、部落の解放という視点での弱さの中で、様々な矛盾や逆行するような現象を生み出してきています。加えて、老朽化や生活状況の変化に対する対策、公営住宅法への対応、バリアフリー化等の課題が今日的な課題として提起されています。さらに、近年の産業・流通構造の変化や情報化に対し、対応できないまま格差が一層拡大しています。

2、労働の産業

部落の労働者の不安定雇用の実態は、依然として厳しい状況にあります。職種では、「技能工・労務作業者」が高く、雇用面では「常雇」が全国平均より低く、一方では「臨時・日雇い・内職」が依然として高い数値となっています。さらに賃金形態の多くが「日給」あるいは「日給・月給」となっています。

農業の実態を見ると、水田耕作面積が「三反未満」が半数強を占め、「専業農家」がかなり低い数値であり、その内容を見ると高齢者が大部分を占めている現状で、この状況は漁業の場合もほぼ同様です。

いずれも差別によって「土地所有」や「漁業権」を含め、「主要な生産関係から除外」されてきた結果であります。

さらに、長期にわたる不況は、深刻な雇用情勢を生み、公共事業の削減による建設業の倒産、皮革や織物業の部落産業、BSE問題の発覚による食肉関係の不振等、全体にわたって部落を直撃しています。

このことは、これまでの取り組みを反故にする最悪の様相を呈しており、そうしたことは、部落問題解決への根本的課題である「雇用の安定」のために設置された「大型共同作業所」の大部分が休業状態という実態を見ても明らかです。

3、生活と福祉

生活の実態は、劣悪な産業と労働の実態と関わり深刻な状況にあります。依然として高い生活保護率、非課税・均等割世帯も同様で、さらに年金の加入状況も改善されないままであります。

また、昨年四月に介護保険制度がスタートしましたが、啓発の不徹底、窓口の問題、自己負担、差別の実態を十分踏まえない対応等の課題が克服されない

ままの状況にあり、あらためて「保険あって介護なし」の現実や、一般制度が部落を素通りした仕組みになっていないか点検しなければなりません。中でも、認定基準や認定から漏れた対象者をどう救うのか等の課題が、明らかになってきています。特に、厳しい生活を余儀なくされてきた部落の高齢者にとっては、こうした問題と併せて高額費用負担の問題ものしかかってきています。

4、教育と子どもを取り巻く状況

教育の実態については、「識字学級」への期待をみても、不就学や中途退学の存在が確認できるもので、比較して高等教育（大学等）修了者が九・二%と極めて低い実態にあります。

子ども達の学力の実態も「学習状況調査」で明らかにされたように課題が残されたままになっています。

高校進学率については、格差は依然存在し、とくに近年の状況では大学を含め格差が広がるおそれが指摘されていると同時に、高校・大学の中退者の多くが部落の子弟で占められています。

また、部落の子どもたちは学力や進路と併せて、近年の経済不安をはじめとする様々な要因による家庭破壊の危険性にさらされています。そして、「国旗・国歌法」制定以降、「日の丸」「君が代」の強制や「教科書の改悪」の動きも含め、差別の温存・助長と教育の反動化や「同和」教育の後退に反対していく必要があります。

一部市町村では、子ども達の実態や課題を無視して、一方的に子ども会の解体を強行しています。また、一般対策として再編された「奨学金制度」に関わる問題も含め、部落の子どもたちの教育権の保障と、人材育成を基本にした取り組みがさらに必要です。

5、住環境の実態

環境面は、これまでも明らかにしたように、今日までの対策によって一定前進したといわれておりますが、根本的課題である立地条件についてはほとんど改善されていません。また、急傾斜地や高地で建設されている公営住宅や、老朽化等建て替えが必要とされる住宅が相当数存在しています。また、新たな問題として、「公営住宅法」の「改悪」によって「同和」向け公営住宅が一般公営住宅化し、これまでの「街づくり」を根底から揺るがす事態が起きようとしています。